

技術的制限手段回避装置にかかる 平成 23 年不正競争防止法改正の影響について

株式会社スズキアンドアソシエイツ（取締役）
東京理科大学（非常勤講師）

安田 和史

平成 23 年に不正競争防止法 2 条 1 項 10 号および 11 号が改正され技術的制限手段を回避する装置を提供する悪質な業者に対して対抗することができるようになって以来、その主なターゲットであった「マジコン」に関する事件の報道が多く見られるようになっています。当該改正のきっかけとなった「マジコン」については、現在においては一般にはなかなか手に入らなくなっていますが、これは、「マジコン」に関する裁判の結果と当該改正の影響が大きいと思われます。

不正競争防止法 2 条 1 項 10 号および 11 号の規定が導入されたのは、平成 11 年でした。立法当初、例えば、偶然に技術的制限手段を回避するような機能を有した装置を提供してしまった場合等を想定し、映像や音楽のに関する一般的機器等メーカーの事業活動を過度に抑制することを避けるため、いわゆる「のみ」要件が課されていました。

「のみ」要件とは、改正前の不正競争防止法において、技術的制限手段を回避する装置等の提供行為において対象となる装置等の範囲について、「技術的制限手段を回避する機能のみを有する装置等」と規定されていたものをいいますが、この「のみ」要件があることにより、それ以外の機能を有する装置については対象ではないと解釈しうるとして議論がされていました。

しかしながら、近年になって立法当初には想定していなかった、追加的に「技術的制限手段を回避する機能」以外の機能を有する装置が市場に出回り、コンテンツ提供事業者に対して被害をもたらすようになりました。その代表例が「マジコン」と称する、任天堂社のニンテンドー DS 向けの装置でした。

「マジコン」とは、「マジックコンピューター」の略語です。最もよく知られたものは、ニンテンドー DS 向けの装置でしたが、それ以外のゲーム機器に対応す

るものも古くから存在していました。「マジコン」を使用することにより、ニンテンドーDS等のゲーム機器に施されたアクセスコントロール技術を回避させることができなり、違法に手に入れたゲームソフトのコピーを利用することが可能になります。なお、インターネット上には違法にコピーされたゲームソフトをダウンロードすることが可能なストレージサイトやその保存先を紹介するリーチサイトが多く存在しており、比較的容易にゲームソフトを手に入れることができます。また、「マジコン」による被害が拡大した背景として、インターネットの普及により、そのような悪質な機器を一般のユーザーが簡単に手に入れることができるようになつたことや、製造拠点であるとの疑いがある中国等で大量生産されたものが国内に輸入されるようになったことが挙げられます。

このように、ニンテンドーDS向けのマジコンは、違法な利用をするためのユーザーに向けて大量に出回り、任天堂社をはじめとするコンテンツホルダーに甚大な被害を与えていました。

「マジコン」は、「技術的制限手段を回避する機能を有する装置」ではあったのですが、他方で自作ゲームソフトなどを起動する機能等も併せて有しており、旧法（改正前）における「のみ」要件に該当しないのではないかとする解釈もし得る状況にあつたため、法的にはグレーゾーンにあるとして、主要なインターネットショッピングモール等の小売店も取り扱っており、簡単に手に入れられるような状況にありました。

そこで、任天堂株式会社（以下「任天堂」という）をはじめとするコンテンツホルダーは、「マジコン」の輸入を行う数社を相手取り、裁判を提起しました。その結果、東京地方裁判所は、「マジコン」について「被告装置が専ら自主制作ソフト等の実行を機能とするが、偶然妨げる機能を有しているにすぎないと認めることは到底できない」として、法の趣旨に鑑み、違法であるとする立場を示しました（東京地判平成21年2月27日。なおその後、別事件である東京地判2013年7月9日でも同様の解釈が示されている。また、世界的な動向を見ても各国の裁判所において「マジコン」は違法な装置であると位置づけられている。）。

この判決の影響により、権利者等から警告を受けた大手インターネットショッピングモールは、「マジコン」に対する販売の自粛の呼びかけを行ったり、出品禁止物品に位置付けるようになり、これらのサイトから「マジコン」が消えていった。このあたりから、「マジコン」の販売業者は徐々にコンテンツホルダーの目

が届かないような、販売方法をとるようになっていきました。

平成22年5月、知的財産戦略本部において「知的財産推進計画2010」が決定され、アクセスコントロール回避規制の強化を行う方向性が示されました。これを受けた経済産業省は、産業構造審議会知的財産政策部会の下に新たに「技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会」を設置し、具体的な制度改革案をまとめるべく、不正競争防止法におけるアクセスコントロール等の技術的制限手段に係る規律の在り方について議論を行いました。そして、平成23年になり、前述したように不正競争防止法が改正されました。不正競争防止法2条1項10号および11号における「のみ」要件をはずし、「当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。」としました。また、刑事罰（不正競争防止法21条2項4号）が新設され、関税法（関税69条の2、69条の11）の改正も併せて行われ水際規制の対象となることになりました（「マジコン」は、平成24年11月21日に、任天堂からの輸入差止申立てが税關において受理され、全国の税關で技術的制限手段の効果を妨げる初の差止め対象物品に追加されている。また、後述する不正B-CASカードについては、2014年8月20日付けで受理されている。）。

刑事罰が新設されたことにより、民間企業であるコンテンツホルダーでは対応が難しい事例等に対する対応が可能になりました。わが国には、サイバー犯罪に対応する専門部署が都道府県警に設置されており、コンテンツホルダーなどとの協力により捜査することが可能になっています。

2012年5月30日には、「マジコン」をインターネットで販売していた販売者に対する、改正不正競争防止法2条1項10号および11号を初めて適用した刑事摘発が行われました（任天堂2012年5月30日ニュースリリース）。また、2012年7月16日には、「マジコン」を店舗販売していた業者を刑事摘発しました。さらに、「マジコン」の他にも、ゲーム機器である任天堂Wiiの不正改造事件や、「BLACK-CASカード」と呼ばれている有料放送を不正に視聴することができる不正B-CASカード事件等にも対応の幅が広がっています。なお、報道によれば、不正B-CASカード事件では、反社会的勢力の構成員が関わっているとされており、このようなケースに対して民間企業のみによる対応には限界があったとも考えられますので、このような観点からも刑事罰導入によるメリットは高かったと

もいえると思います。警察の発表によると、平成25年だけで6,300人が「マジコン」を購入し、2,300万円の売り上げがあったとされています（一般社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会ACCSウェブサイト平成26年5月20日更新記事）。

また、「マジコン」をインターネット上で受注し、中国から直接発送し、有償販売していたという事件も起きています。この事件では、「マジコン」を発送していた人物が中国から日本に帰国したタイミングにあわせ空港で逮捕しました。

このような犯罪を行っている者の特定が難しい事件であっても警察が操作することにより摘発が可能になったということがいえます。

ただし、摘発が出来ればよいということではなく、このような事件を周知することにより、犯罪行為の抑止につながる活動を続ける必要があると思われます。

今後は、警察による対応が行われ、被害が明らかになった後に、民事上の責任を問うというスタイルも見られるようになるかもしれません。なお、東京地方裁判所は、東京地判2013年7月9日で、「マジコン」の輸入業者に対し、コンテンツホルダーによる差止請求のみならず総額9,562万5千円もの高額な損害賠償請求を認めています。

最後に、平成23年改正で「のみ」要件の削除し、「当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。」とされました。この解釈の幅については、具体的には明らかではないともいえます。少なくとも「マジコン」は、該当するということになることが確定しているといえますが、今後解釈の難しい機器も出てくるかもしれません。